

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
告 示	
○有害図書類の指定..... (生活文化・青少年室)	75
○大規模小売店舗立地法第5条第1項(新設)の届出..... (地域産業課)	76
○特定調達契約に係る入札の公告..... (農政課)	77
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (農政課)	78
○平成14年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定(農政部所管分 その6)..... (農政課)	78
○北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式の一部改正..... (農政課)	79
○土地改良事業の施行及び定款の変更の認可..... (土地改良指導課)	80
○土地改良事業の施行の協議の適否の決定..... (土地改良指導課)	81
○特定調達契約に係る入札の公告..... (資源管理課)	81
○林業種苗生産事業者講習会の開催..... (森林整備課)	82
○公共測量の実施の通知..... (建設部総務課)	82
○都市計画事業の認可..... (公園下水道課)	83
○都市計画事業の事業計画の変更の認可..... (公園下水道課)	83
○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正(2件)..... (経理課)	83
札幌医科大学告示	
○一般競争入札の実施.....	84
道立寿都病院告示	
○一般競争入札の資格に関する公示.....	85
○一般競争入札の実施.....	86
○一般競争入札の資格に関する公示.....	87
○一般競争入札の実施.....	88
道立向ヶ丘病院告示	
○一般競争入札の資格に関する公示.....	89
○一般競争入札の実施.....	90
○一般競争入札の資格に関する公示.....	91
○一般競争入札の実施.....	92

道教育委員会教育長告示	
○一般競争入札の実施.....	93
道教育庁網走教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	94
道選挙管理委員会告示	
○政治団体の収支報告書の要旨の公表の一部訂正(2件).....	94
道選挙管理委員会公表	
○公印の登録.....	98
○公印の抹消.....	98
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る入札の公告(2件).....	98

告		示	
北海道告示第175号			
北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第5条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。			
平成15年2月12日			
		北海道知事 堀 達 也	
図書類の種別	図書コード等又は日本ビデオ倫理協会審査番号等	図書類の名称	発行所、制作所、受審会社等
雑誌	02333-02	ガールフレンズ② 2003年2月1日発行	若生出版株式会社
同	02591-2	まんがカルビ POWER 2003年2月号	同
同	13881-2	コミックび〜た 2003年2月号	同
同	02592-03	ガチンコ POWER 2003年3月号	同
同	06235-2	アクションカメラ 特別編集 C h u ッチュッ 2003年2月号	ワニマガジン社
同	08878-2	ヤングヒップ増刊号 女の子のこあ 〜したい こ〜したい 2003年2月号増刊	同

平成15年1月から条例・規則が横書きになりました。北海道公報も形式が変わりました。

雑 誌	12203-2	おとなの特選街 No.143 2003年2月20日発行	K K ベストセラーズ	北海道知事 堀 達 也
同	14078-2	コミックザ・ベスト MAGAZIN 2003年2月号増刊	同	
同	01471-03	アクトレス 2003年3月号	株 式 会 社 リ イ ド 社	
同	02066-02	増刊おとこの遊艶地 MEN'S GOLD 2003年2月号増刊	同	
同	18011-3	ブブカマックス 2003年3月号	株式会社コアマガジン	
同	04039-02	ザ・ベスト MAGAZIN ORIGINAL 2003年2月号	株式会社ハローケイエンターテインメント	
同	03911-2	Gon! 【monthly ゴン!】 2003年2月号	ミリオン出版株式会社	
同	20437-1/14	Asian アジアン大衆 2003年1月14日号	株 式 会 社 双 葉 社	
同	17645-2	Bejean 2 3D メガネ 付根本はるみ立体ポスター 2003年2月14日発行	英 知 出 版	
同	04167-02	Street SUGAR 2003年2月号	株 式 会 社 サ ン 出 版	
同	08469-2	みこすり半劇場 巨乳ちゃん 2003年2月号	株 式 会 社 ぶ ん か 社	
同	13695-3	芸能 BOX 2003年3月号	辰巳出版株式会社	
コミック	19817-2	ワイドショーの女たち2月号 2003年2月1日発行	宙 おおぞら出版	
同	09672-3	お隣の秘密スペシャル2 2003年3月1日発行	同	
指定の理由	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため			
北海道告示第176号				
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。				
なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年6月12日までに北海道留萌支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。				
平成15年2月12日				
1 届出事項の概要				
(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ファッションセンターしまむら留萌店 留萌市南町4丁目50番1				
(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 堀松建設工業株式会社 取締役社長 堀松 幹夫 留萌市住之江町1丁目52番地				
(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社しまむら 代表取締役 藤原秀次郎 埼玉県さいたま市宮原町2丁目19番4号				
(4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成15年8月21日				
(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,320㎡				
(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項				
ア 駐車場の収容台数 62台				
イ 駐輪場の収容台数 6台				
ウ 荷さばき施設の面積 104㎡				
エ 廃棄物等の保管施設の容量 24㎡				
(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項				
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時				
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時45分から午後8時15分まで				
ウ 駐車場の自動車の出入口の数 2箇所				
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前9時から午後9時まで				

- 2 届出年月日
平成14年12月20日
- 3 届出書等の縦覧
- (1) 縦覧場所
北海道経済部地域産業課
北海道留萌支庁商工労働観光課
- (2) 縦覧期間
平成15年2月12日（水）から6月12日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (3) 縦覧時間
午前9時から午後5時15分まで
- (4) その他
縦覧については、留萌市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間
等については留萌市へ問い合わせること。

北海道告示第177号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達とは、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する
協定の適用を受ける。
平成15年2月12日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
- | | |
|------------------|---|
| ア(ア) 調達をする物品等の名称 | 牛ヨーネ病診断用ELISAキット ヨーネライザ
又はこれと同等のもの（90検体／キット）1キット
当たりの単価 |
| (イ) 数 量 | 調達予定数量 2,200キット |
| イ(ア) 調達をする物品等の名称 | ヨーネ菌分離用培地 ヨーネ菌用培地「共立」又は
これと同等のもの（8ml／瓶×20瓶／箱）1箱当た
りの単価 |
| (イ) 数 量 | 調達予定数量 3,900箱 |
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで
- (4) 納 入 場 所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資
格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 薬事法（昭和35年法律第45号）に基づく動物用医薬品一般販売業の許可を受けている
こと。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第
167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする
者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審
査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成15年2月12日から3月19日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな
ければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道農政部農政課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部農政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館9階共用会議室
（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8588 北海道農政部農
政課）

(2) 入 札 日 時 平成15年3月26日 午前10時（郵送による場合は、3月25日
までに必着のこと。）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部農政課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年
北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞ

れの予定価格（単価）の制限の範囲内であり、かつ、すべての入札金額（単価）が最低の価格である入札者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

10 その他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札に参加しようとする者は、開札の日の前日までに北海道知事から、提出した書類等について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。
- (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道農政部農政課
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 27 - 126
- (5) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (6) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (7) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (8) この入札の執行は、公開する。
- (9) 詳細は、入札説明書による。

14 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

a(a) Nature : A unit price per kit of Enzyme-linked immuno absorbent assay Kit for the diagnosis of Jone's disease in cattle by detecting antibody to Micobacterium paratuberculosis in bovine serum (Maxium 90 samples per kit) / Johnelisa or its equivalent

(b) Quantity : A matter of 2,200 kits

b(a) Nature : A unit price per case of Culture medium for Micobacterium paratuberculosis (8ml × 20 vials per case) / Micobacterium paratuberculosis culture medium "KYORITSU" or its equivalent

(b) Quantity : A matter of 3,900 cases

B . Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M., March 26, 2003

C . Contact : Department of Agriculture, Hokkaido Government

Nishi 6-Chome, Kita 3-Jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan

Phone 011-231-4111 Ext. 27-126

北海道告示第178号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成15年2月12日

北海道知事 堀 達也

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
廃用動物の収容容器 110個
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成15年1月22日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 日成ビルド工業株式会社
(2) 住 所 金沢市金石北3丁目16番10号
- 4 随意契約に係る契約金額
35,227,500円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道農政部農政課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第179号

北海道が平成14年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成15年2月12日

北海道知事 堀 達也

(農政部所管分 その6)

補助金等を交付する事業又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
アグリ・チャレンジャー支援事業 アグリビジネスへの経営展開を支援するため、予算の範囲内で補助する。	市町村 農業協同組合 農業協同組合連合会等	市町村、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会等がアグリ・チャレンジャー支援事業を行う場合又は市町村がアグリ・チャレンジャー支援事業を行う農業協同組合等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの (1) ビジネス・スタート支援施設整備事業費 ア アグリビジネス土地基盤整備事業費 イ アグリビジネス実践施設整備事業費 ウ アグリビジネス生産体制強化施設整備事業費 (2) ビジネス・スタート支援施設整備附帯事業費	2分の1以内 (アグリビジネス実践施設整備事業のうち、別に定めるものにあつては3分の1以内、アグリビジネス生産体制強化施設整備事業のうち、別に定めるものにあつては10分の4以内)	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 農政第36号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第36号様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁 (2以上の支庁の所管区域にわたり事業を行う団体にあつては、農政部農村振興課)	

北海道告示第180号

昭和49年北海道告示第809号(北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式)の一部を次のように改正する。

平成15年2月12日

北海道知事 堀 達 也

農政第36号様式を次のように改める。

農政第36号様式(第3条第2項、第5条第1項、第14条)

平成 年度 事業計画(実績)書

地 区 名		市町村 地区		事業計画認定年度	平成 年度										
事 業 の 内 容					工 期		経 費 の 配 分				備 考				
事 業 種 目		事 業 主 体	工 種 又 は 施 設 区 分	施工箇所又 は設置場所	事 業 量	着 工 年 月 日	しゅん工 年 月 日	総事業費 (A)+(B)+(C)	負 担 区 分						
									道費補助金 (A)	市 町 村 費 (B)					そ の 他 (C)
								円	円	円	円				

平成15年2月12日(水曜日)

北 海 道 公 報

第1440号 79

事業	事業計											
	事業計											
	事業計											
	事業計											
小計												
整備事業												
小計												
市町村 附帯事務費												
合計												

注1 この様式は、経営構造対策事業、アグリ・チャレンジャー支援事業に要する経費に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。

2 本表は、原則として実施地区ごとに一葉として作成すること。

3 交付申請の場合にあっては年度ごとの事業実施計画に係る実施設計書（農政部長が定めるところにより年度ごとの事業実施計画書を提出する際に添付することを要しないこととされた実施計画書に係るものを除く。）、実績報告の場合にあっては出来高設計書を添付すること。

4 工事雑費については、工事雑費内訳明細書を添付すること。

5 事業主体及び施行箇所又は設置場所の欄には、具体的な固有名称及び地番等を記入すること。

6 工期の欄には、交付申請書にあっては着工及びしゅん工予定年月日を、実績報告書にあっては実際の着工及びしゅん工年月日を明記すること。

7 備考欄には、事業種目ごとの補助率を記入するとともに、事業種目ごと及び事業実施主体ごとに、消費税仕入控除税額について、これらを減額した場合には「減額した金額 円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含む税額」とそれぞれ記載すること。

8 土地基盤整備事業を行う場合は、別添様式による地区内における補助金の振り分け基準を記載した書面を添付すること。

北海道告示第181号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項及び第48条第1項の規定により、平成15年1月30日、当麻土地改良区の新規土地改良（中央五地区小規模土地改良（農業用排水））事業の施行及び定款の変更を認可した。

平成15年2月12日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第182号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業の施行の協議について審査の結果、適当と決定した。

その関係書類は、平成15年2月12日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年2月12日

北海道知事 堀 達也

事業主体名	地区名	事業の種類	縦覧場所
深川市	芽生	維持管理	北海道空知支庁
妹背牛町	同	同	同

北海道告示第183号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年2月12日

北海道知事 堀 達也

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称	船舶用燃料及び潤滑油
(ア) A重油 J I S 1種2号	1ℓ当たりの単価
(イ) 軽油 J I S 2号	1ℓ当たりの単価
(ウ) 潤滑油	
a シェルリムラF B30又は同等品	1ℓ当たりの単価
b シェルリムラF B40又は同等品	1ℓ当たりの単価
c シェルロテラS X40又は同等品	1ℓ当たりの単価

イ 数量（調達予定数量）

(ア) A重油 J I S 1種2号	1,418,000ℓ
(イ) 軽油 J I S 2号	913,000ℓ
(ウ) 潤滑油	
a シェルリムラF B30又は同等品	20,500ℓ
b シェルリムラF B40又は同等品	8,300ℓ
c シェルロテラS X40又は同等品	6,100ℓ

(2) 調達をする物品等の仕様等 (1)に同じ。

(3) 契約期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 納入場所 稚内港、函館港、室蘭港、釧路港、小樽港、浦河港、十勝港

及び根室港

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 石油業法（昭和37年法律第128号）第13条の規定による石油製品販売業の届出をしていること。

(4) 船舶用燃料及び潤滑油は、次に掲げる区分に応じた港で給油可能なこと。

ア A重油及び潤滑油 稚内港、函館港、室蘭港、釧路港、小樽港、浦河港、十勝港及び根室港

イ 軽油 稚内港、函館港、室蘭港、釧路港及び根室港

(5) A重油と軽油の給油に際しては、1回の給油量が3,000リットル以上可能なこと。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(5)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成15年2月12日から3月5日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部資源管理課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部資源管理課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 本庁舎10階水産林務部1号会議室（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8588 北海道水産林務部資源管理課）

(2) 入札日時 平成15年3月25日（火）午前10時30分（郵送による場合は、必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部資源管理課
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格（単価）である者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

10 そ の 他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道水産林務部資源管理課
イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-231-4111 内線 28-425
- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (6) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (7) この入札の執行は、公開する。
- (8) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- A . Nature and quantity of the products to be procured, Fuel and lubricant for marine engine
- a . Nature : a unit price per liter

- (a) Fuel oil A (JIS class 1, No.2)
- (b) Gas oil (JIS No.2)
- (c) Lubricant (Shell Rimura FB30 or equivalent)
- (d) Lubricant (Shell Rimura FB40 or equivalent)
- (e) Lubricant (Shell Rotella SX40 or equivalent)

b . Quantity :

- (a) Approximately 1,418,000 liter fuel oil A (JIS class 1, No.2)
- (b) Approximately 913,000 liter gas oil (JIS No.2)
- (c) Approximately 20,500 liter lubricant (Shell Rimura FB30 or equivalent)
- (d) Approximately 8,300 liter lubricant (Shell Rimura FB40 or equivalent)
- (e) Approximately 6,100 liter lubricant (Shell Rotella SX40 or equivalent)

B . Bid tendering date and time: 10:30 A. M., March 25, 2003

C . Contact : Marine Resource Management Division, Department of Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Nishi 6-Chome, Kita 3-Jo, Chuou-Ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan
Phone : 011-231-4111 Ext. 28-425

北海道告示第184号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、次のとおり同法第10条第3項第3号のイの講習会（林業種苗生産事業者講習会）を開催する。

平成15年2月12日

北海道知事 堀 達也

- 1 日 時 平成15年3月6日（木）午前10時から午後5時まで
- 2 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目
かでの2・7 5階520C研修室
- 3 講習手数料 14,000円（受講申込書に14,000円の北海道収入証紙をはり付けること。）
- 4 受講申込み 受講申込みは2月25日までとし、申込書は各支庁経済部林務課へ提出すること。
- 5 そ の 他 受講申込みについて、不明な点がある場合は、各支庁経済部林務課に照会すること。

北海道告示第185号

札幌法務局長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成15年 2月12日 北海道知事 堀 達 也 1 作業種類 公共測量（不動産登記法第17条地図作製） 2 作業期間 平成15年 2月 6日から 3月28日まで 3 作業地域 札幌市西区 北海道告示第186号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。 平成15年 2月12日 北海道知事 堀 達 也 1(1) 施行者の名称 札幌市 (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画緑地事業 31号 東部緑地 (3) 事業の施行期間 平成15年 2月12日から平成19年 3月31日まで (4) 事業地 ア 収用の部分 札幌市清田区里塚緑ヶ丘 5 丁目外地内 イ 使用の部分 なし 2(1) 施行者の名称 札幌市 (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画緑地事業 47号 栄南緑地 (3) 事業の施行期間 平成15年 2月12日から平成18年 3月31日まで (4) 事業地 ア 収用の部分 札幌市東区北36条東20丁目地内 イ 使用の部分 なし 3(1) 施行者の名前 札幌市 (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画公園事業 4・4・27号 曙西公園 (3) 事業の施行期間 平成15年 2月12日から平成21年 3月31日まで (4) 事業地 ア 収用の部分 札幌市手稲区手稲山口の一部 イ 使用の部分 札幌市手稲区手稲山口の一部		4(1) 施行者の名前 札幌市 (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画公園事業 3・3・54号 小野幌くりの木公園 (3) 事業の施行期間 平成15年 2月12日から平成16年 3月31日まで (4) 事業地 ア 収用の部分 札幌市厚別区厚別東 3 条 5 丁目地内 イ 使用の部分 なし 北海道告示第187号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。 平成15年 2月12日 北海道知事 堀 達 也 1 施行者の名称 遠軽町 2 都市計画事業の種類及び名称 遠軽都市計画下水道事業遠軽公共下水道 3 事業の施行期間 昭和49年12月12日から平成20年 3月31日まで 4 事業地 (1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし 北海道告示第188号 平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正する。 平成15年 2月12日 北海道知事 堀 達 也 2 収納代理金融機関の項北檜山町農業協同組合の事項中「同 北檜山町」を「瀬棚郡北檜山町」に改め、同項妹背牛町農業協同組合の事項を削り、同項秩父別農業協同組合の事項中「秩父別農業協同組合」を「北いぶき農業協同組合」に、「同 秩父別町」を「雨竜郡秩父別町」に改め、同項沼田町農業協同組合の事項を削り、同項東鷹栖農業協同組合の事項中「東鷹栖農業協同組合」を「たいせつ農業協同組合」に改め、同項鷹栖農業協同組合の事項を削り、同項東神楽農業協同組合の事項中「同 東神楽町」を「上川郡東神楽町」に改め、同項北見市農業協同組合の事項中「北見市農業協同組合」を「きたみらい農業協同組合」に改め、同項上常呂農業協同組合の事項、相内農業協同組合の事項、清里中央農業協同組合の事項、留辺蘂農業協同組合の事項、温根湯農業協同組合の事項、置戸町農業協同組合の事項、	
--	--	--	--

訓子府町農業協同組合の事項及び端野町農業協同組合の事項を削り、同項常呂町農業協同組合の事項中「同 常呂町」を「常呂郡常呂町」に改める。

北海道告示第189号

平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、平成15年2月17日から施行する。

平成15年2月12日

北海道知事 堀 達 也

2 収納代理金融機関の項中央三井信託銀行株式会社の事項中「東京中央支店、虎ノ門支店、渋谷中央支店、」を削り、「国分寺支店」を「立川支店国分寺出張所」に、「、及び」を「及び」に改める。

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第15号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年2月12日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 手術衣（上） 530着

イ 手術衣（下） 550本

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 平成15年3月31日（月）

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有しているもの

(2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、札幌市内及び札幌市に隣接する市町村に本店又は支店（営業所）を有し、迅速なアフターサービスが可能なこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学事務局病院課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区南1条西16丁目

札幌医科大学医学部附属病院臨床第1B会議室

(2) 入 札 日 時 平成15年2月25日（火）午前10時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 札幌市中央区南1条西16丁目

札幌医科大学事務局病院課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便又は電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出期限及び場所

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1) 提 出 期 限 平成15年2月24日（月）

(2) 提 出 場 所 札幌市中央区南1条西16丁目

札幌医科大学事務局病院課

11 そ の 他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課

税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 札幌医科大学事務局病院課 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南 1 条西16丁目 電話番号 011 - 611 - 2111 内線 3128 (4) この入札の執行は、公開する。 (5) 詳細は、入札説明書による。	(5) 資格審査の申請をする日の直前 2 営業年度分（当該 2 営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1 の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。 (6) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第 9 条の15に規定する基準に適合している者であること。 3 資 格 要 件 の 特 例 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第 3 条第 1 項第 7 号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2 に規定する資格要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第 3 条第 4 号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成15年 2 月12日から21日までの間にしなければならない。 (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 ア 提出先の名称 北海道立寿都病院庶務課 イ 提出先の所在地 北海道寿都郡寿都町字新栄町166番地 5 資格審査の再申請 (1) 再 申 請 の 事 由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの (2) 再 申 請 の 方 法 再申請しようとする者は、4 の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続
道 立 寿 都 病 院 告 示	
北海道立寿都病院告示第 1 号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の 5 第 1 項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成15年 2 月12日 北海道立寿都病院長 安 達 博 昭 1 資格及び調達をする役務の種類 平成15年度において北海道立寿都病院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成15年 2 月12日に一般競争入札の公告を行う北海道立寿都病院庁舎清掃業務委託契約 (2) 資 格 北海道立寿都病院庁舎清掃業務委託契約の資格（以下「資格」という。） (3) 役 務 の 種 類 北海道立寿都病院庁舎清掃業務委託 2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。 (2) 政令第167条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 平成15年 2 月12日現在において、引き続き 2 年以上建築物の清掃業務を営んでいること。	

- (1) 資格の有効期間
資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
- (2) 有効期間の更新
資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。
- 7 資格の喪失
資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。
- (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道立寿都病院告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年2月12日

北海道立寿都病院長 安 達 博 昭

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
北海道立寿都病院庁舎清掃業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで
- (4) 履行場所 北海道寿都郡寿都町字新栄町166番地
北海道立寿都病院庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道立寿都病院告示第1号に規定する北海道立寿都病院庁舎清掃業務委託の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道寿都郡寿都町字新栄町166番地 北海道立寿都病院庶務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道寿都郡寿都町字新栄町166番地 北海道立寿都病院会議室
（郵送による場合は、郵便番号 048 - 0401 北海道立寿都病院庶務課）
- (2) 入札日時 平成15年2月28日 午後2時（郵送による場合は、必着）
- (3) 開札場所 (1)と同じ。
- (4) 開札日時 (2)と同じ。

5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付する。
- (2) 入札保証金の免除、納付の方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 6 郵便等による入札
- (1) 郵便による入札を認める。ただし、再度入札は認めない。
- (2) 電報による入札は、認めない。
- 7 電子入札の可否
否
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 北海道寿都郡寿都町字新栄町166番地
北海道立寿都病院庶務課
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- 9 落札者の決定方法
- (1) この入札は、最低制限価格を設定している。
最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低価格の入札であっても落札者とならない。
- (2) 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 10 契約書作成の要否
要
- 11 その他
- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成

員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日 時 平成15年2月24日 午後2時
イ 場 所 北海道寿都郡寿都町字新栄町166番地
北海道立寿都病院会議室

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道立寿都病院
イ 所 在 地 郵便番号 048 - 0401 北海道寿都郡寿都町字新栄町166番地
電話番号 0136 - 62 - 2411

(5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

北海道立寿都病院告示第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年2月12日

北海道立寿都病院長 安 達 博 昭

1 資格及び調達をする役務の種類

平成15年度において北海道立寿都病院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成15年2月12日に一般競争入札の公告を行う北海道立寿都病院庁舎警備業務及び事務当直代行業務並びにボイラー設備運転点検業務委託契約
- (2) 資 格 北海道立寿都病院庁舎警備業務及び事務当直代行業務並びにボイラー設備運転点検業務委託の資格（以下「資格」という。）
- (3) 役 務 の 種 類 北海道立寿都病院庁舎警備業務及び事務当直代行業務並びにボイラー設備運転点検業務委託

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 平成15年2月12日現在において引き続き2年以上病院の警備及び事務当直代行並びにボイラー設備運転点検業務を営んでいること。

(5) 資本金の額が500万円以上又は警備員を常時40人以上雇用していること。

(6) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成15年2月12日から21日までの間にしなければならない。

(2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道立寿都病院庶務課

イ 提出先の所在地 北海道寿都郡寿都町字新栄町166番地

5 資格審査の再申請

(1) 再 申 請 の 事 由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再 申 請 の 方 法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作

成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が、2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道立寿都病院告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年2月12日

北海道立寿都病院長 安 達 博 昭

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

北海道立寿都病院庁舎警備業務及び事務当直代行業務並びにボイラー設備運転点検業務 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 履行場所 北海道寿都郡寿都町字新栄町166番地

北海道立寿都病院庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道立寿都病院告示第3号に規定する北海道立寿都病院庁舎警備業務及び事務当直代行業務並びにボイラー設備運転点検業務委託の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道寿都郡寿都町字新栄町166番地 北海道立寿都病院庶務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道寿都郡寿都町字新栄町166番地 北海道立寿都病院会議室
（郵送による場合は、郵便番号 048 - 0401 北海道立寿都病院庶務課）

(2) 入札日時 平成15年2月28日 午後3時（郵送による場合は、必着）

(3) 開札場所 (1)と同じ。

(4) 開札日時 (2)と同じ。

5 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付する。

(2) 入札保証金の免除、納付の方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 郵便等による入札

(1) 郵便による入札を認める。ただし、再度入札は認めない。

(2) 電報による入札は、認めない。

7 電子入札の可否

否

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道寿都郡寿都町字新栄町166番地
北海道立寿都病院庶務課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法

(1) この入札は、最低制限価格を設定している。

最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低価格の入札であっても落札者とならない。

(2) 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業

者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道立寿都病院 イ 所 在 地 郵便番号 048 - 0401 北海道寿都郡寿都町字新栄町166番地 電話番号 0136 - 62 - 2411 (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。	は、24月分)の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。 (6) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15に規定する基準に適合している者であること。 3 資格要件の特例 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合(以下「中小企業等協同組合」という。)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項第7号に掲げる協業組合(以下「協業組合」という。)については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合(以下「企業組合」という。)及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成15年2月12日から20日までの間にしなければならない。 (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 ア 提出先の名称 北海道立向陽ヶ丘病院庶務課 イ 提出先の所在地 北海道網走市向陽ヶ丘1丁目5番1号
道立向陽ヶ丘病院告示	
北海道立向陽ヶ丘病院告示第1号 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成15年2月12日 北海道立向陽ヶ丘病院 高 橋 三 郎 1 資格及び調達をする役務の種類 平成15年度において北海道立向陽ヶ丘病院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成15年2月12日に一般競争入札の公告を行う北海道立向陽ヶ丘病院庁舎等清掃業務・病棟支援業務委託契約 (2) 資 格 北海道立向陽ヶ丘病院庁舎等清掃業務・病棟支援業務委託の資格(以下「資格」という。) (3) 役 務 の 種 類 北海道立向陽ヶ丘病院庁舎清掃等業務・病棟支援業務委託 2 資格要件 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。 (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 平成15年1月31日現在において引き続き2年以上建築物の清掃業務を営んでいること。 (5) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分(当該2営業年度が24月に満たない場合	5 資格審査の再申請 (1) 再申請の事由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合(企業組合を除く。)である資格を有する者でその構成員(資格を有する者であるものに限る。)を変更したもの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの (2) 再申請の方法 再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資 格 の 喪 失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

(1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

(2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道立向陽ヶ丘病院告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年2月12日

北海道立向陽ヶ丘病院長 高 橋 三 郎

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

北海道立向陽ヶ丘病院庁舎等清掃業務・病棟支援業務一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 履 行 場 所 北海道網走市向陽ヶ丘1丁目5番1号

北海道立向陽ヶ丘病院庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道立向陽ヶ丘病院告示第1号に規定する北海道立向陽ヶ丘病院庁舎等清掃業務・病棟支援業務委託の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道網走市向陽ヶ丘1丁目5番1号 北海道立向陽ヶ丘病院庶務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道網走市向陽ヶ丘1丁目5番1号 北海道立向陽ヶ丘病院大会議室（郵送による場合は、郵便番号 093 - 0084 北海道立向陽ヶ丘病院庶務課）

(2) 入 札 日 時 平成15年2月27日 午後2時（郵送による場合は、必着）

(3) 開 札 場 所 (1)と同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)と同じ。

5 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税

（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付する。

(2) 入札保証金の免除、納付の方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 郵便等による入札

(1) 郵便による入札を認める。ただし、再度入札は認めない。

(2) 電報による入札は、認めない。

7 電子入札の可否

否

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道網走市向陽ヶ丘1丁目5番1号

北海道立向陽ヶ丘病院庶務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法

(1) この入札は、最低制限価格を設定している。

最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低価格の入札であっても落札者とならない。

(2) 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 そ の 他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免除事業者申出書を提出す

ること。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日 時 平成15年2月20日 午後2時
イ 場 所 北海道網走市向陽ヶ丘1丁目5番1号
北海道立向陽ヶ丘病院会議室

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道立向陽ヶ丘病院
イ 所 在 地 郵便番号 093 - 0084 北海道網走市向陽ヶ丘1丁目5番1号
電話番号 0152 - 43 - 4138

(5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

北海道立向陽ヶ丘病院告示第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年2月12日

北海道立向陽ヶ丘病院 高 橋 三 郎

1 資格及び調達をする役務の種類

平成15年度において北海道立向陽ヶ丘病院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成15年2月12日に一般競争入札の公告を行う北海道立向陽ヶ丘病院庁舎警備業務、事務当直業務、電話交換業務及び院内洗濯業務委託契約
- (2) 資 格 北海道立向陽ヶ丘病院庁舎警備業務、事務当直業務、電話交換業務及び院内洗濯業務委託の資格（以下「資格」という。）
- (3) 役 務 の 種 類 北海道立向陽ヶ丘病院庁舎警備業務、事務当直業務、電話交換業務及び院内洗濯業務

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 平成15年1月31日現在において引き続き2年以上病院の警備及び事務当直業務を営んでいること。

(5) 資本金の額が500万円以上又は警備員を常時40人以上雇用していること。

(6) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成15年2月12日から20日までの間にしなければならない。
- (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道立向陽ヶ丘病院庶務課
イ 提出先の所在地 北海道網走市向陽ヶ丘1丁目5番1号

5 資格審査の再申請

(1) 再 申 請 の 事 由
次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

- (2) 再 申 請 の 方 法
再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が、2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道立向陽ヶ丘病院告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年2月12日

北海道立向陽ヶ丘病院長 高 橋 三 郎

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

北海道立向陽ヶ丘病院 警備業務、事務当直業務、電話交換業務及び院内洗濯業務一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 履行場所 北海道網走市向陽ヶ丘1丁目5番1号

北海道立向陽ヶ丘病院庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道立向陽ヶ丘病院告示第3号に規定する北海道立向陽ヶ丘病院警備業務、事務当直業務、電話交換業務及び院内洗濯業務委託の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道網走市向陽ヶ丘1丁目5番1号 北海道立向陽ヶ丘病院庶務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道網走市向陽ヶ丘1丁目5番1号 北海道立向陽ヶ丘病院大会議室（郵送による場合は、郵便番号 093 - 0084 北海道立向陽ヶ丘病院庶務課）

(2) 入 札 日 時 平成15年2月27日 午後2時30分（郵送による場合は、必着）

(3) 開 札 場 所 (1)と同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)と同じ。

5 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付する。

(2) 入札保証金の免除、納付の方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 郵便等による入札

(1) 郵便による入札を認める。ただし、再度入札は認めない。

(2) 電報による入札は、認めない。

7 電子入札の可否

否

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道網走市向陽ヶ丘1丁目5番1号

北海道立向陽ヶ丘病院庶務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法

(1) この入札は、最低制限価格を設定している。

最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低価格の入札であっても落札者とならない。

(2) 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 そ の 他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成

員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免除事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道立向陽ヶ丘病院 イ 所 在 地 郵便番号 093 - 0084 北海道網走市向陽ヶ丘 1 丁目 5 番 1 号 電話番号 0152 - 43 - 4138 (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。	(2) 入 札 日 時 平成15年 2 月24日（月）午前10時 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 入札保証金は免除する。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 北海道教育庁生涯学習部文化課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 7 郵便等による入札 郵便又は電報による入札は、認めない。 8 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第 1 項の規定により定めた予定価格（1 月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1 月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 入札参加申込書の提出 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。 (1) 提 出 期 限 平成15年 2 月20日（木） (2) 提 出 場 所 郵便番号 060 - 8544 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 北海道庁別館 9 階 北海道教育庁生涯学習部文化課 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 35 - 618 11 そ の 他 (1) 開札の時ににおいて、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった 1 月当たりの契約金額の105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。 (3) 消費税等課税事業者等の申出 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
道教育委員会教育長告示	
北海道教育委員会教育長告示第 2 号 次のとおり一般競争入札（以下、「入札」という。）を実施する。 平成15年 2 月12日 北海道教育委員会教育長 相 馬 秋 夫 1 入札に付する事項 (1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータ及び周辺機器等の賃貸借 2 式（1 月当たりの単価） (2) 調達をする賃貸借物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納 入 期 日 平成15年 3 月 3 日 (4) 契 約 期 間 平成15年 3 月 3 日から31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成19年 3 月 2 日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。 (5) 納 入 場 所 北海道教育庁生涯学習部文化課（札幌市中央区北 3 条西 7 丁目） 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第 9 号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 納入した賃貸借物品について、迅速なアフターサービスが可能なこと。 3 契約条項を示す場所 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 北海道教育庁生涯学習部文化課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 北海道庁別館 8 階 2 号会議室	

- (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道教育庁生涯学習部文化課
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8544 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 35 - 618
- (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

道教育庁網走教育局告示**北海道教育庁網走教育局告示第4号**

次のとおり一般競争入札及び随意契約により落札者及び契約の相手方を決定した。

平成15年2月12日

北海道教育庁網走教育局長 清 原 登志夫

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 物品等の名称
パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 42台×1校
パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 32台×1校
- (2) 落札者を決定した日
平成14年12月4日
- (3) 落札者の氏名及び住所
ア 氏 名 エヌイーシーリース株式会社
イ 住 所 東京都港区芝5丁目29番11号
- (4) 落札金額（1月当たりの単価）
422,415円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (6) 一般競争入札の公告
平成14年北海道教育庁網走教育局告示第5号
- (7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- ア 名 称 北海道教育庁網走教育局企画総務課
イ 所在地 北海道網走市北7条西3丁目

2 随意契約に係る物品等の名称及び数量

- (1) 物品等の名称
パーソナルコンピュータの賃貸借 一式 7台
- (2) 随意契約の相手方を決定した日
平成14年12月4日
- (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所
ア 氏 名 松下リース・クレジット株式会社
イ 住 所 大阪市中央区高麗橋1丁目6番6号
- (4) 随意契約に係る契約金額（1月当たりの単価）
60,900円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- (6) 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号の規定による。
- (7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道教育庁網走教育局企画総務課
イ 所在地 北海道網走市北7条西3丁目

道選挙管理委員会告示**北海道選挙管理委員会告示第6号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定に基づく政治団体の収入及び支出に関する報告書について、自由民主党当麻支部の会計責任者 佐藤 利博 から訂正の報告があったので、同法第20条の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成14年北海道選挙管理委員会告示第121号）の一部を次のとおり訂正する。

平成15年2月12日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

「1. 収入及び支出のある団体

- (1) 総 括 表

政治団体の名称 (資金管理団体届出者氏名・ 公職の種類)	報告 年月日	収入・支出の総額				翌年 繰越額	収入の内訳								事業収入	借入金
		収入 総額	前年 繰越額	本年 収入額	支出 総額		党費・会費		寄附							
							金額	員数	個人分 (特定寄付)	法人 その他の 団体分	政治 団体分	小計 (あっせん)	政党匿名	合計		
13年分																
上川支所																
(政党)																
自由民主党当麻支部	14. 3.12	934,487	609,568	324,919	608,922	325,565	118,800	109		50,000		50,000		50,000		

		支 出 の 内 訳															資産等 の状況	
本部・支 部からの 交 付 金	その他の 収 入	経 常 経 費					政 治 活 動 費											
		人 件 費	光熱水費	備 品 消耗品費	事務所費	計	組 織 活 動 費	選 挙 関 係 費	機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費					調 査 研 究 費	寄 附 交 付 金	その他の 経 費		計 (本部支部へ の交付金)
									機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	宣 伝 事 業 費	政 治 資 金 パ ー テ ィ ー	そ の 他 の 事 業 費	小 計					
155,800	319			14,200	38,460	52,660	201,708			6,174				6,174		348,380	556,262	無

を

「1. 収入及び支出のある団体

(1) 総括表

政 治 団 体 の 名 称 (資金管理団体届出者氏名・ 公職の種類)	報 告 年 月 日	収 入 ・ 支 出 の 総 額				翌 年 繰 越 額	収 入 の 内 容								事業収入	借 入 金
		収 入 総 額	前 年 繰 越 額	本 年 収 入 額	支 出 総 額		党 費 ・ 会 費		寄 附							
							金 額	員 数	個 人 分 (特定寄付)	法 人 その他の 団 体 分	政 治 団 体 分	小 計 (あっせん)	政党匿名	合 計		
13年分																
上 川 支 所																
(政 党)																
自 由 民 主 党 当 麻 支 部	14. 3.12	1,934,487	609,568	1,324,919	756,224	1,178,263	118,800	109		50,000		50,000		50,000		

		支 出 の 内 訳															資産等	
本部・支部からの 交 付 金	その他の 収 入	経 常 経 費					政 治 活 動 費										計 (本部支部への 交付金)	の状況
		人 件 費	光熱水費	備 品	事務所費	計	組 織 活 動 費	選 挙 関 係 費	機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費					調 査 研 究 費	寄 附 交 付 金	その他の 経 費		
				消耗品費					機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	宣 伝 事 業 費	政 治 資 金 パ ー テ ィ ー	そ の 他 の 事 業 費	小 計					
1,155,800	319			14,200	118,460	132,660	201,708			24,129			24,129		397,727		623,564 (49,347)	無

に改める。

「(6) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入の内訳

交付金を供与された政治団体の名称	交付金を供与した政治団体の名称	金 額
13年分		
上 川 支 所		
(政 党)		
自 由 民 主 党 当 麻 支 部	自由民主党北海道第七選挙区支部	115,800

を、

「(6) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入の内訳

交付金を供与された政治団体の名称	交付金を供与した政治団体の名称	金 額
13年分		

上 川 支 所		
(政 党)		
自 由 民 主 党 当 麻 支 部	自由民主党北海道第七選挙区支部	1,155,800

に改める。

北海道選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定に基づく政治団体の収入及び支出に関する報告書について、松田正志後援会の会計責任者 馬淵 茂 から訂正の報告があったので、同法第20条の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成14年北海道選挙管理委員会告示第121号）の一部を次のとおり訂正する。

平成15年 2月12日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

「1. 収入及び支出のある団体」

(1) 總括表

政 治 団 体 の 名 称 (資金管理団体届出者氏名・ 公職の種類)	報 告 年 月 日	収 入 ・ 支 出 の 総 額				翌 年 繰 越 額	収 入 の 内 訳								
		収 入 総 額	前 年 繰 越 額	本 年 収 入 額	支 出 総 額		党 費 ・ 会 費		寄 附					事業収入	借 入 金
							金 額	員 数	個 人 分 (特定寄付)	法 人 その他の 団 体 分	政 治 団 体 分	小 計 (あっせん)	政党匿名		

13年分																	
十 勝 支 所																	
(その他の政治団体)																	
松 田 正 志 後 援 会	14. 1.25	4,686	4,686				4,686										

		支 出 の 内 訳																資産等 の状況
本部・支部からの 交 付 金	その他の 収 入	経 常 経 費					政 治 活 動 費											
		人 件 費	光熱水費	備 品 消耗品費	事務所費	計	組 織 活 動 費	選 挙 関 係 費	機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費					調 査 研 究 費	寄 附 交 付 金	その他の 経 費	計 (本部支部への 交付金)	
									機関紙誌の 発行事業費	宣 伝 事 業 費	政 治 資 金 パ ー テ ィ ー	その他の 事 業 費	小 計					
																		無

を
「1. 収入及び支出のある団体
(1) 総 括 表

政 治 団 体 の 名 称 (資金管理団体届出者氏名・ 公職の種類)	報 告 年 月 日	収 入 ・ 支 出 の 総 額				翌 年 繰 越 額	収 入 の 内 訳									
		収 入 総 額	前 年 繰 越 額	本 年 収 入 額	支 出 総 額		党 費 ・ 会 費		寄 附						事業収入	借 入 金
							金 額	員 数	個 人 分 (特定寄付)	法 人 その他の 団 体 分	政 治 団 体 分	小 計 (あっせん)	政党匿名	合 計		
13年分																
十 勝 支 所																
(その他の政治団体)																
松 田 正 志 後 援 会	14. 1.25	4,065	4,065			4,065										

			支 出 の 内 訳														資産等 の状況	
本部・支部からの 交付金	その他の 収入	経 常 経 費					政 治 活 動 費											
		人件費	光熱水費	備 品 消耗品費	事務所費	計	組 織 活 動 費	選 挙 関 係 費	機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費					調 査 研 究 費	寄 附 交 付 金	その他の 経 費		計 (本部支部への 交付金)
									機関紙誌の 発行事業費	宣 伝 事 業 費	政 治 資 金 パ ー テ ィ ー	その他の 事 業 費	小 計					

無

に改める。

道選挙管理委員会公表

次のとおり公印を作成したので、北海道選挙管理委員会規程（昭和48年北海道選挙管理委員会告示第28号）第20条の規定に基づき、北海道公印規程（昭和45年北海道訓令第19号）第8条第2号の規定の例により、公印台帳に登録した。

平成15年2月12日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

登録した公印

公印の名称	備付機関名	用途	印影	寸法	登録及び使用開始年月日
北海道選挙管理委員会事務局 石狩市出張所長之印	石狩市選挙管理委員会	一般文書用		縦22ミリメートル 横22ミリメートル	平成15. 2. 12
石狩市北海道議会議員選挙長之印	石狩市選挙管理委員会	一般文書用		縦25ミリメートル 横25ミリメートル	平成15. 2. 12

次のとおり公印を廃止したので、北海道選挙管理委員会規程（昭和48年北海道選挙管理委員会告示第28号）第20号の規定に基づき、北海道公印規程（昭和45年北海道訓令第19号）第8条第2項の規定の例により、公印台帳の登録を抹消した。

平成15年2月12日

北海道選挙管理委員会委員長 高 橋 康 之

登録を抹消した公印

公印の名称	備付機関名	用途	寸法	廃止した年月日
北海道選挙管理委員会事務局 士別市出張所長之印	士別市選挙管理委員会	一般文書用	縦22ミリメートル 横22ミリメートル	平成15. 2. 12
士別市北海道議会議員選挙長之印	士別市選挙管理委員会	一般文書用	縦20ミリメートル 横20ミリメートル	平成15. 2. 12

道警察本部告示

北海道警察本部告示第20号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達には、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年2月12日

北海道警察本部長 上 原 美都男

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称

自動車ガソリン	JIS1号	1ℓ当たりの単価
自動車ガソリン	JIS2号	1ℓ当たりの単価
軽油	JIS1号	1ℓ当たりの単価
ガソリンエンジン用オイル	SJ級又はSL級マルチグレードタイプ	

		1 ℓ 当たりの単価
ディーゼルエンジン用オイル	C F 級マルチグレードタイプ	1 ℓ 当たりの単価
イ 数量（調達予定数量）		
自動車ガソリン	J I S 1 号	32,000 ℓ
自動車ガソリン	J I S 2 号	1,152,000 ℓ
軽油	J I S 1 号	190,000 ℓ
ガソリンエンジン用オイル	S J 級又は S L 級マルチグレードタイプ	5,400 ℓ
ディーゼルエンジン用オイル	C F 級マルチグレードタイプ	1,500 ℓ

(2) 調達をする物品等の仕様等 (1)に同じ。

(3) 契 約 期 間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 納 入 場 所 給油票を提示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第24条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

(4) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第3条の規定による揮発油販売業の登録を受けていること。

(5) 納入する物品について、契約担当者等が指定する数量を納入することができること。

(6) 次に掲げる庁舎ごとに定める範囲内で給油が可能なこと。

名 称	所 在 地	範 囲
北海道警察本部庁舎	北海道札幌市中央区北2条西7丁目	半径2 km
北海道警察本部第三庁舎	北海道札幌市西区八軒1条西3丁目1番9号	半径2 km
北海道警察本部交通機動隊砂川分駐所	北海道砂川市東1条南15丁目1番8号	半径2 km
北海道警察本部交通機動隊小樽分駐所	北海道小樽市富岡1丁目7番1号	半径2 km

北海道警察本部交通機動隊苫小牧分駐所	北海道苫小牧市旭町3丁目5番12号	半径2 km
北海道警察本部交通機動隊登別分駐所	北海道登別市桜木町1丁目20番地5	半径2 km
北海道警察本部機動隊庁舎	北海道札幌市南区真駒内南町5丁目1番8号	半径2 km
北海道警察本部高速道路交通警察隊庁舎	北海道札幌市厚別区大谷地西5丁目12番30号	半径2 km
北海道警察本部高速道路交通警察隊朝里分駐所	北海道小樽市新光4丁目1番1号	半径2 km
北海道警察本部高速道路交通警察隊北広島分駐所	北海道北広島市大曲並木1丁目1番地1	半径2 km
北海道警察本部高速道路交通警察隊夕張分駐所	北海道夕張市紅葉山317番地5	半径2 km
北海道警察本部高速道路交通警察隊苫小牧西分駐所	北海道苫小牧市字錦岡459番地8	半径3 km
北海道警察本部高速道路交通警察隊室蘭分駐所	北海道室蘭市崎守町316番地	半径5 km
北海道警察本部高速道路交通警察隊長万部分駐所	北海道山越郡長万部町字富野195番地	半径5 km
北海道警察本部高速道路交通警察隊岩見沢分駐所	北海道岩見沢市駒園8丁目111番地	半径2 km
北海道警察本部高速道路交通警察隊滝川分駐所	北海道滝川市東滝川21番地	半径3 km
北海道警察本部札幌運転免許試験場庁舎	北海道札幌市手稲区曙5条4丁目1番1号	半径2 km

(7) 札幌市内の警察署を除く全道の各警察署管内で給油が可能なこと。

(8) 札幌市内で24時間給油が可能なこと。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定め

るところにより、2の(3)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成15年2月12日から3月17日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部会計課

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
(郵送による場合は、郵便番号 060 - 8520 北海道警察本部
総務部会計課)

(2) 入 札 日 時 平成15年3月25日 午前10時（郵送による場合は、必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格（単価）であるものを落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所 在 地 札幌市中央区北2条西7丁目

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(6) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(7) この入札の執行は、公開する。

(8) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

A . The Nature and quantity of products to be procured :

(a) The Nature : unit price per liter

① Gasoline for automobiles (JIS 1)

② Gasoline for automobiles (JIS 2)

③ Light oil (JIS 1)

④ Oil for gasoline engines (class SJ or class SL, multi-grade type)

⑤ Oil for diesel engines (class CF, multi-grade type)

(b) Quantity:

① Gasoline for automobiles (JIS 1) 32,000 liters

② Gasoline for automobiles (JIS 2) 1,152,000 liters

③ Light oil (JIS 1) 190,000 liters

④ Oil for gasoline engines (class SJ or class SL, multi-grade type) 5,400 liters

⑤ Oil for diesel engines (class CF, multi-grade type) 1,500 liters

B . Bid submission time and date : 10 : 00 A. M., March 25, 2003

C . For further information please contact : Finance Division, General Affairs Department,
Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo
Hokkaido, 060-8520 Japan

北海道警察本部告示第21号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年2月12日

北海道警察本部長 上 原 美都男

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称

航空タービン燃料油 J I S 3号 1ℓ当たりの単価

イ 数量（調達予定数量） 480,000ℓ

(2) 調達をする物品等の仕様等 (1)に同じ。

(3) 契約期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 納入場所 札幌市東区栄町964番

北海道警察本部地域部航空隊

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第24条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

(4) 納入する物品について、契約担当者等が指定する数量を納入することができること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成15年2月12日から3月17日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部会計課

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（郵送による場合は、郵便番号 060 - 8520 北海道警察本部総務部会計課）

(2) 入札日時 平成15年3月25日 午前10時30分（郵送による場合は、必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目

電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(6) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(7) この入札の執行は、公開する。

(8) 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

A . The nature and quantity of products to be procured :

(a) The nature:a unit price per liter

Aviation turbine fuel (JIS3)

(b) Quantity:

Approximately 480,000 liter aviation turbine fuel (JIS3)

B . Bid submission time and date : 10 : 30 A. M., March 25, 2003

C . For further information please contact : Finance Division, General Affairs

Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters,

Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8520 Japan

Phone : 011-251-0110 Ext. 2236